

食料品用自動販売機設置事業者募集要項（小樽市役所本庁舎用）

小樽市総務課では、下記物件に設置する食料品用自動販売機の設置事業者を募集します。

今回の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、必ず現地を確認し、次の事項を御承知の上、お申し込みください。

1 募集する物件

(1) 物件一覧

| 物件番号 | 建物名称及び所在地 | 貸付場所 | 貸付面積 | 販売品目 | 最低貸付価格 (貸付期間総額) | 参考 |
|------|-------------------------------|------------------------|---------------------------------|--|--|---|
| 1 | 小樽市役所 本庁舎 小樽市花園2丁目12番1号 | 別館図書館 側出入口横 (屋外) | 【設置募集台数2台】 <u>1台あたり1.44㎡</u> | 1. 食品 2. 清涼飲料水 1、2どちらか片方または両方 (酒類は除く) | 67,500円 (年額18,000円×3年+ 月額1,500円×9か月) | 設置位置については、応募価格の高い2業者のうち、より高い業者が優先して指定する。 (「別紙1」の①、②) |

※詳細な設置位置については、現地にて協議の上決めること。

※入札可能台数は、**1事業者1台まで**とします。

※貸付面積には、土台、土台の足、電源接続部分、放熱スペース及び回収ボックス（任意）を含みます。

※本庁舎屋内に、4台の自販機がありますが、売り上げについては把握しておりません。（別紙2参照）

(2) 貸付期間

令和8年7月1日から令和12年3月31日まで（3年9か月間）とします。

※ 貸付満了後の更新は、行わないこととします。

(3) 貸付料

見積もった価格とします。

(4) 貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 申込みをした日から決定の日までの間、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又はその団体に属する者でないこと。

(4) 小樽市税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

- (5) 法人にあっては北海道内に本店、支店、営業所又は事務所を有し、個人にあっては小樽市内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、1年以上の実績を有すること。

3 応募申込手続

(1) 見積書、その他資格を証する関係書類等の提出

この募集に参加を希望される方は、見積書の提出、並びに応募資格要件を全て満たしているか審査を行うための見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類も併せて提出してください。

① 申請期間

令和8年6月1日から令和8年6月15日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時50分から午後5時20分まで ※郵送の場合は、申請期限必着とします。

② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送により提出する場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自販機公募参加資格申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

③ 提出先

名称 小樽市総務部総務課 担当 中島
所在地 〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号

④ 提出書類

別紙一覧のとおり

4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ① 応募資格を全て満たしていると認められ、有効な見積書を提出した者であって、小樽市が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。
- ② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者がいるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、小樽市と自動販売機の設置に係る市有財産貸付契約を締結します。

(3) 契約保証金

免除します。

5 その他

- (1) 事情により見積書等の提出期限を変更し、又はやむを得ない事情により公募を延期又は取りやめる場合があります。
- (2) 提出された書類等に記載された情報は、この事務にのみ使用します。
- (3) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。

6 募集に関する提出及び問合せ先

小樽市総務部総務課

TEL : 0134-32-4111 (内線213)

FAX : 0134-25-1487

E-mail : somu@city.otaru.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧

| 提出書類 (各1部) | 法人 | 個人 | 備考 |
|--|----|----|---|
| 見積書 ※様式あり (提出要件が具備されていれば有効) | ○ | ○ | 見積書記載金額は、貸付期間中の貸付料の総額を記載すること |
| 見積合わせ参加資格審査申請書 (兼参加申込書) ※様式を使用すること | ○ | ○ | |
| 法人登記簿謄本又は登記事項証明書 (写し可) | ○ | | 法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの |
| 身分証明書 (写し可) | | ○ | 代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの |
| 住民票 | | ○ | 発行後3か月以内のもの |
| 小樽市税に滞納がないことの証明書 (原本) | ○ | ○ | 小樽市が発行するもので、発行後3か月以内のもの (法人で、小樽市に納税義務がない場合は、道税事務所が発行するもの) |
| 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (原本) | ○ | ○ | 税務署が発行するもので、発行後3か月以内のもの |
| 1年以上の同種の契約実績を証明する書類 | ○ | ○ | 自販機設置に係る契約書、官公庁の使用許可書の写し等 |
| 暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書 ※様式を使用すること | ○ | ○ | 会社の代表者が誓約したものでなければなりません。支社長等代理人の名称で誓約することはできません。 |
| 委任状 | ○ | | ※様式に準じて作成すること |

※提出書類の部数は1部とします。

※提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※小樽市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。